

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の灾害リスク	
	日置市は、鹿児島県の西部、薩摩半島のほぼ中央に位置し、総面積は253.01km ² （平成27年10月1日現在：国土地理院公表）である。東は鹿児島市、北はいちき串木野市と薩摩川内市、南は南さつま市にそれぞれ隣接し、西は東シナ海に面している。
	大部分が山間地帯で、江口川、大里川、神之川、下谷口川、長松川、大川、山之口川、永吉川、小野川、伊作川、堀川が西へ流れ東シナ海へと注いでいる。また、各流域に帶状の平地が開け、東市来地域、伊集院地域、日吉地域及び吹上地域が形成されている。
	水田は、主に河川流域に開けているが、山間の冷湿田も多く、また、景観の美しい棚田も残されている。畑は、主に丘陵部に階段状に分布し、これらの台地周辺と東部、南部が山林地帯となっている。
	若干の相違はあるものの、気象は比較的温暖である。山間部は、比較的寒冷地帯で気温は、年平均16°Cであり、平たん部、海岸部では、年平均17.1°Cとなっている。初霜は、11月中旬頃で、最終霜は3月中旬から下旬で、山間部においては、霜害による農作物の被害が比較的に多い。
(洪水：防災ハザードマップ)	
	日置市の降水量は、年間平均2,228mmで県平均降雨量とほぼ等しく、特に南西諸島で発生した熱帯低気圧が発達しながら北上するに伴って、台風街道とも呼ばれる九州沿岸部（特に鹿児島県を縦断しながら）を通過することに伴い、毎年8月から10月に掛けて大量の雨、風を伴った台風が年に数回襲来する。
	特に、梅雨時期から9月までの期間における大雨による被害は、集中豪雨により、がけ崩れ、田畠の流出、河川堤防・道路の決壊、農作物などの被害を起こしている（県の管理する神之川水系の神之川、長松川、下谷口川の洪水浸水地域には伊集院地域の市街地が含まれている）。
(土砂災害：防災ハザードマップ)	
	日置市は特に台風災害が著しく、毎年3～4回は台風等に起因する大雨による土砂災害が多い。過去において特に被害を被った台風は、昭和20年9月17日の枕崎台風、昭和24年6月20日～21日にかけてのデラ台風、昭和26年10月14日のルース台風、昭和40年8月6日の台風15号、昭和46年8月5日の台風19号、平成5年の台風13号、平成11年の台風18号である。特にルース台風と15号台風の被害は大きく、災害救助法を適用するなど、高潮や家屋倒壊が著しく、山腹崩壊及び地すべり等により家屋倒壊、河川・道路災害等が出ている。
(地震：J-SHS)	
	日置市において発生した大規模な地震は、1913年（大正2年）6月29日及び30日の2日間で2度の大規模な地震が発生した「日置地震」（震源地：伊集院、マグニチュード6.4）である。本地震は、1914年（大正3年）に発生した桜島の大正大噴火の前兆現象のひとつとして数えられており、同時期にはこの地震のほかに、日向灘地震（1909年・マグニチュード7.9）や喜界島近海地震（1911年・マグニチュード8.0）などの大規模な地震が発生している。

(その他)

津波については、記録に残る範囲においては、当市に大きな被害を及ぼした津波の発生はない。県全体で見ると、1662年に大隅で、1778年に沖永良部諸島、1960年にチリ地震津波で太平洋沿岸地域、特に奄美大島が被害を受けている。

このように稀ではあるが、県内においても過去に津波の襲来を受けており、今後もまた襲来することが十分予想されるので、津波に対する対策も決して怠ってはならない。

鹿児島県地震災害予測調査（平成25年3月）によると、東市来地域、日吉地域、吹上地域の海岸沿いの地域で避難対象地域がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症は、全国的な感染拡大により国民の生命及び健康に重大な影響を与えている。日置市においても令和3年11月末現在131名の感染が確認されており、感染予防・防止対策を更に徹底していく必要がある。

(2) 商工業者の状況

- 1) 日置市商工会（以下、「当会」という）管内
 - ・商工業者等数 1,564事業所（令和2年12月現在）
 - ・小規模事業者数 1,346事業所（令和2年12月現在）

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況）
商工業者	建設業	278	市内に広く分散している
	製造業	187	4地区郊外の平地に多い
	卸小売業	391	市内に広く分散している
	飲食・宿泊業	187	伊集院・吹上地区を中心に多い
	サービス業	350	伊集院地区を中心に多い
	その他	171	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

- 1) 日置市の取組
 - ・防災計画の策定、防災訓練の実施
 - ・防災マップの作成、配布
 - ・日置市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

- 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・各損保会社・共済組合等と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・日置市が実施する総合防災訓練への参加及び協力

II 課題

当会が立地する伊集院地域の市街地においても神之川、長松川、下谷口川の洪水浸水地域に含まれており、大雨等による災害状況によっては、日置市の様々な地域で被害が発生することも想定される。

緊急時の取組について、現状では、災害時における行政等との連携において十分な体制が構築されておらず、また、当会職員の災害対応に対する経験・知識も不足しており、各種保険制度のノウハウを含めスキルアップを図っていく必要がある。さらに、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や毎日の生活での感染予防対策を徹底していただき、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、継続した事業を行っていけるようリスクファイナンス対策として休業補償等の保険の周知を実施する。

III 目標

地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会等と日置市との間における被害情報報告ルートを構築する。

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに感染防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

【データの出典】

- 日置市防災ハザードマップ

<https://www.city.hioki.kagoshima.jp/bousai/kurashi/tetsuzuki/anzen/bosai/hazardmap.html>

- 日置市津波ハザードマップ

<https://www.city.hioki.kagoshima.jp/bousai/kurashi/tetsuzuki/anzen/bosai/tsunamihazardmap.html>

- 日置市内各地域の避難所等

<https://www.city.hioki.kagoshima.jp/bousai/kurashi/tetsuzuki/anzen/bosai/hinanjo/shinai.html>

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間																								
(1) 事業継続力強化支援事業実施期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）																								
(2) 事業継続力強化支援事業の内容 当会と日置市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。																								
<1. 事前の対策>																								
日置市地域防災計画に基づき、本計画の趣旨を踏まえて整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようとする。																								
1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知																								
<ul style="list-style-type: none"> 当会は、巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、風水害・地震及び津波等災害・火災災害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。 当会の会報や日置市広報誌、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。 当会は、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。 当会は、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。 感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、間違った情報になどに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。 感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、検温器や事務所内の換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援施策等を提供する。 																								
災害リスクの周知に関する目標																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者BCP策定期数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>専門家派遣件数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>セミナー開催回数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	事業者BCP策定期数	3	4	4	5	5	専門家派遣件数	3	4	4	5	5	セミナー開催回数	1	1	1	1	1
項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																			
事業者BCP策定期数	3	4	4	5	5																			
専門家派遣件数	3	4	4	5	5																			
セミナー開催回数	1	1	1	1	1																			
2) 商工会自身の事業継続計画の作成																								
<ul style="list-style-type: none"> 当会は、令和3年12月に危機管理対応方針を作成（別添）。 日置市地域防災計画等に整合するように地域防災計画等の改定に合わせて計画及び指針の見直しを行う。 																								
3) 関係団体等との連携																								
<ul style="list-style-type: none"> 連携協定を結ぶ鹿児島県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険株式会社、株式会社山興商会エール保険事務所（東京海上日動火災保険株式会社の代理店）に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。 																								

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催として実施する。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・日置市事業継続力強化支援計画を当会や日置市のホームページへ掲載する。
- ・当会は、小規模事業者の事業者B C P等取組状況の確認を行う。
- ・毎年度、(仮称) 日置市事業継続力強化支援会議（構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、日置市等）を年1回（7月）開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。
- ・評価結果は、役員会等へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、ホームページや当会会報（年1回）へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者B C P等の取組状況のフォローアップ目標件数	3	4	4	5	5

5) 本計画に係る訓練の実施

- ・当会は、自然災害（大型台風の直撃があり各地で浸水発生等）が発生したと仮定し、日置市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当会は、発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。（S N S等を利用し安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と日置市で共有する。）
- ・事務所内又は地区内での感染者が確認された場合、職員の体調管理を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、日置市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と日置市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に電話等により情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と日置市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	3日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・当会と日置市は、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会と日置市は、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と日置市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より県商工会連合会を通じて県の商工政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や鹿児島県等からの情報や方針に基づき、当会と日置市が共有した情報を県の指定する方法にて報告する。

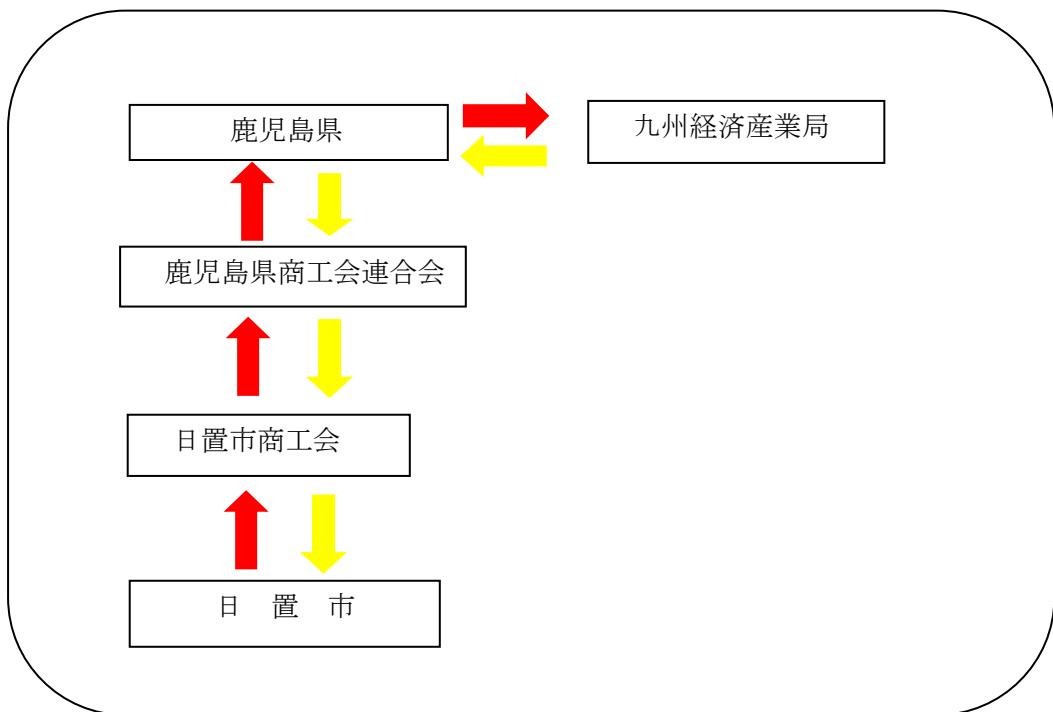
様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 連絡体制 実行 (メールアドレス : dentai@pref.kagoshima.lg.jp)
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

担当者：
電話番号：

メールアドレス：

被災台帳		事業所名	住所	事業 形態 区分	従業員数 区分	被害額 （事業者の復旧に 必要な額、 廃止する予定）	（被害額内訳）単位：千円				被害状況 区分 （複数選択可）
土壌 (当地土地被災 費・整地費) (被害程度に 応じ)	建物 (建物被災度に 応じ)						機械設備	商品、原材料、 在庫品等			
1						0					
2						0					
3						0					
4						0					
5						0					
6						0					
7						0					
8						0					
9						0					
10						0					

- ・当会と日置市が共有した情報を、当会より県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。
(県が指定する方法(下図)にて。)



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、日置市と相談する。
- ・当会は、国の依頼を受けた場合や鹿児島県商工会連合会等から指示があった場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・当会は、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・当会と日置市は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・当会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・当会と日置市は、鹿児島県等と協議し、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・当会は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県商工会連合会及び鹿児島県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

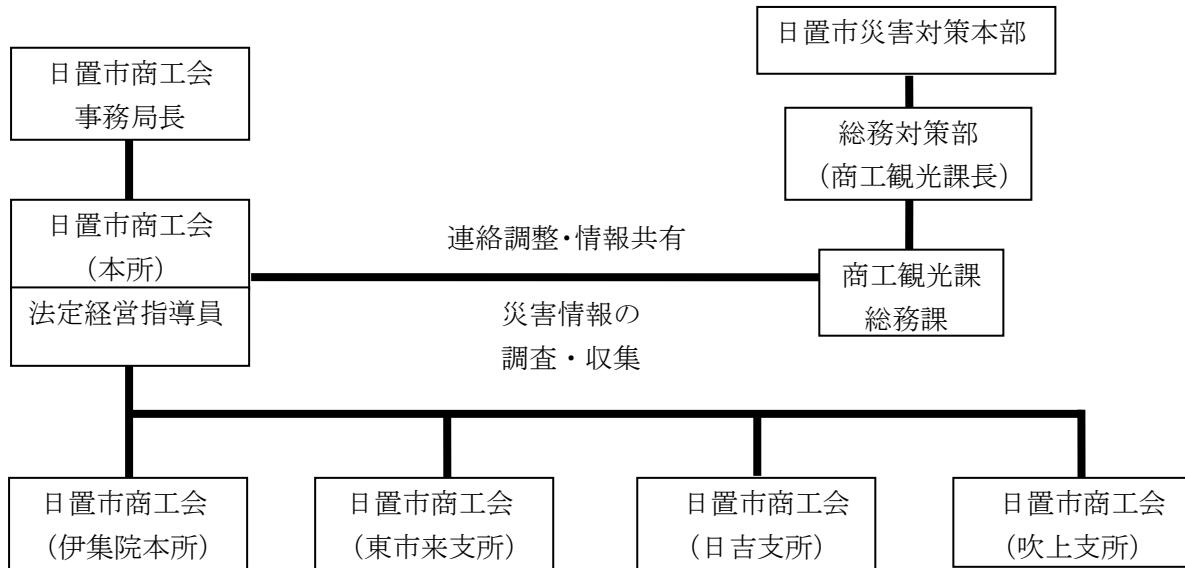
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員（以下「法定経営指導員」という。）による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該法定経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 下田平 光貴
〃 神之田 雅弘 (連絡先は後述 (3) ①参照)

- ②当該法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- ①商工会／商工会議所

日置市商工会
〒899-2501 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 1813 番地 7
TEL : 099-272-2222 / FAX : 099-272-2153 E-mail : hioki-s@kashoren.or.jp

- ②関係市町村

日置市総務企画部商工観光課
〒899-2592 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目 100 番地
TEL : 099-273-2111 / FAX : 099-273-3063 E-mail : shoko@city.hioki.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	475	525	525	525	525
・専門家派遣費	150	200	200	200	200
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ等作成費	75	75	75	75	75
・会報作成費、郵送費等	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、日置市補助金、鹿児島県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
(1) 鹿児島県火災共済協同組合	代表者：理事長 小正 芳史 住所：鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館5階
(2) 株式会社山興商会エール保険事務所	代表者：代表取締役 海江田 良治 住所：鹿児島県霧島市隼人町東郷1丁目267番地1
(3) 東京海上日動火災保険株式会社鹿児島中央支社	代表者：支社長 大久保 隆 住所：鹿児島県鹿児島市加治屋町12-5 鹿児島東京海上日動ビル5階
連携して実施する事業の内容	
1. 事前の対策	<ul style="list-style-type: none">・災害等の影響を最大限に抑えるための取り組みや対策方法（事業休業時備え、補償等の損害保険・共済等の加入）について、巡回及び窓口における経営指導時に担当者が同行し説明する。・被災に備え、事業継続の取組みに関する専門家を招き、地区内小規模事業者に対して事業継続普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
2. 地区内小規模事業者に対する復興支援	保険加入者リストを確認し被害状況照合後、速やかに保険金請求の手続きを行う。
連携して事業を実施する者の役割	
(1) 鹿児島県火災共済協同組合	事前の説明・推進によって、管内事業者のリスクに応じた休業補償や災害等における損害保険・共済等の情報を担当者とともに提供し、事業者ごとの最適な保険に加入することで万が一の災害に備えることができる。
(2) 株式会社山興商会エール保険事務所	(1)と同様の役割に加え、(3)の情報、ノウハウについて仲介を行う。
(3) 東京海上日動火災保険株式会社鹿児島中央支社	B C P作成における専門家派遣・セミナーの開催に関する情報及びノウハウを提供していただき、実務活用における貢献度の高いB C P作成を支援することができる。

連携体制図等

